

# 美馬市教育振興計画

## 基本構想

平成 19 年 3 月  
美馬市教育委員会

# 目 次

## 第1章 計画の策定にあたって

1. 策定の趣旨 .....	1
2. 計画の性格 .....	2
3. 計画の期間 .....	2
4. 教育を取り巻く時代の潮流 .....	3
(1) 少子高齢化、人口減少社会、団塊の世代の動向を踏まえた教育施策が大切である .....	3
(2) 安全、安心の確保が強く求められている .....	3
(3) ライフスタイルの多様化に対応するほか、ニート及びフリーター問題の解決が重要である .....	4
(4) 情報化に対応した教育が求められている .....	4
(5) 国際化の進展に対応した教育が必要である .....	5
(6) いじめ問題等への対策が重要である .....	5
(7) 家庭・地域の教育力の向上が重要となっている .....	6
(8) 価値観の多様化への対応が求められている .....	6

### 【基本構想】

## 第2章 基本理念

1. 美馬市教育の基本理念 .....	7
2. 美馬市教育の現状と課題 .....	7
(1) アンケート結果の概要 .....	7
(2) 現状と課題 .....	9
美馬市教育振興計画体系図 .....	14

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 策定の趣旨

現在、わが国においては、人口減少社会の到来、少子高齢化の進行、家族形態の多様化、国際化、情報化といった社会変化の中、教育分野においても、規制緩和をはじめ、学校（園）の裁量・自由度を高める地方分権改革が進み、これからは、それぞれの自治体の地域資源を最大限に活用し、まちの魅力を積極的にPRしていく競争の時代に突入することが予想されます。このような時代を目前に控えた今、教育の持つ役割はさらに重要性を増しており、まちを担う人づくりのため、教育の質、内容、水準が問われる、まさに時代の大きな転換期にあります。

国においては、教育をめぐる大きな変化に対応するため、教育基本法を改正し、関係法令の改正など教育改革のための具体的な取り組みを進めるとともに、いじめ等の問題行動の多発、子どもたちのモラルや学ぶ意欲の低下、家庭や地域の教育力の低下といった問題に対処するため、教育の再生に向けて教育改革に取り組んでいます。

こうした中、本市の教育を取り巻く状況をみると、幼児教育・学校教育においては、「急激な核家族化による保護者の子育て不安」「保護者の価値観の多様化」「子どもの安全」「子どもの人口減少に伴う学校の小規模化への対応」「学力問題」「不登校、非行、いじめ等の問題行動」「児童・生徒の規範意識の欠如」「教職員の資質の向上」等多くの課題が山積みしています。

本市としてもこれらの教育改革の動きや課題を踏まえ、子どもたちがたくましく成長し、郷土を担う人材の育成を図るため、これからの教育のあり方について改革していく必要があります。

また、社会教育においても、近年、自由時間の増大や高齢化の進行、社会の成熟化に伴い、市民の学習ニーズがますます高度化、多様化しており、本市に暮らす人々が自己実現をめざして、自主的、主体的に学ぶことができる学習機会の充実が求められています。

今後、本市の教育を取り巻く状況、市民ニーズ、教育資源・文化資源、地域の特性を踏まえ、教育課題の解決と、将来にわたる持続的な発展を図ることが大切です。その実現のためには、「美馬市の未来を担う人づくり」を、中長期的・総合的な視点に立った、実効性のある教育施策として展開することが求められます。

そこで、中長期的な展望に立ち、今後の教育行政・教育活動の指針となる「美馬市教育振興計画」を策定し、本市の教育の方向性を示すとともに、市民の期待に応える教育を推進していきます。

## 2．計画の性格

美馬市教育振興計画は、まちづくりの最上位計画である美馬市総合計画との整合性を図りながら、教育行政計画として位置づけるものとします。

また、関連するまちづくり各種計画（地域福祉計画、次世代育成支援行動計画、障害者基本計画、高齢者保健福祉計画等）との整合性を図ります。

## 3．計画の期間

美馬市教育振興計画は、基本構想と基本計画で構成します。

基本構想の計画期間は、平成 19 年度から平成 28 年度までの 10 年間とします。

基本計画については、基本構想に基づいて実施していく各部門の基本的な計画の方針について総合的、体系的に示すことにより、実施計画の指針としていきます。計画期間は、平成 19 年度から平成 23 年度までの 5 年間で第 1 期とします。また、平成 24 年度以降の基本計画については、第 1 期基本計画の進捗状況や、学習指導要領の改定等国の動向、社会情勢等の変化、学校の実態等を踏まえ、改めて策定するものとします。

なお、基本計画に基づいた施策については、市民ニーズや諸制度の動向、財政状況などを考慮して、向こう 3 か年の期間として実施計画を策定し、毎年度更新していきます。

## 4 . 教育を取り巻く時代の潮流

### ( 1 ) 少子高齢化、人口減少社会、団塊の世代の動向を踏まえた教育施策が大切である

少子化と高齢化が進む中であって、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（平成 14 年 1 月推計）の中位推計によると、今後日本の総人口は減少に転じることが予想されています。そして、2005（平成 17）年の人口動態統計（概数）によれば、出生数は約 106 万人、死亡数は約 108 万人、出生数と死亡数の差である自然増加数は約 2 万人減となり、すでに人口減少局面に入ったと考えられています。この、出生者数が死亡者数を下回るという「人口減少社会」においては、次世代の育成支援、年金・健康保険・介護保険制度など社会保障の維持などに、様々な課題が懸念されます。次世代の子どもを育てる教育の推進とともに、子育てや高齢者ケアを地域で支えるボランティア社会への移行に向けた教育などが課題です。

また、1947 年から 1949 年頃の第一次ベビーブームで生まれた世代（いわゆる「団塊の世代」）が 2007 年から 2010 年にかけて、一斉に定年退職する時期を迎えています（「2007 年問題」と呼ばれる）。今後は、この世代が蓄えた技術や能力、人脈を地域社会で生かせる場を確保することが大切です。

### ( 2 ) 安全、安心の確保が強く求められている

事件・事故・災害は、日常生活のあらゆる場面で起きています。学校、家庭や社会生活における事故、交通事故、自然災害、さらには犯罪による被害など、多くの危険が子どもたちを取り巻いており、将来を担う子どもたちの安全を確保することは、緊急かつ重要な課題となっています。特に、平成 13 年、小学校で凶器を持った侵入者により、児童や教師が殺傷される事件が発生したのをはじめ、学校に不審者が侵入して子どもや教職員の安全を脅かす事件や、通学路で子どもに危害が加えられる事件が後を絶ちません。

こうした事態に対し、今後ともハード・ソフト両面における学校の安全環境の充実が求められております。また、児童・生徒等が自他の生命を尊重し、日常生活全般における安全のために必要な事柄を実践的に理解し、生涯を通じて安全な生活を送ることができるような態度や能力を養うことが大切です。

### (3) ライフスタイルの多様化に対応するほか、ニート及びフリーター問題の解決が重要である

衣食住など生活の質における豊かな文化生活の実現、多様なコミュニティの再生・創造と、その中で人権を尊重した社会づくり、自己実現が可能な社会づくりなど、ライフスタイルの多様化に対応した様々な取り組みが重要となってきています。豊かな文化生活の実現に向け、一人ひとりの個性を伸ばす教育の推進や、団体活動や交流活動、ボランティア活動やまちづくり活動などの充実に向けた教育が課題です

一方では、近年、働くことへの価値観が多様化していることや、自立する力・意欲が不十分であることなども相まって、若者の就業の不安定化が進み、失業者やフリーター、ニート用語解説参照が増加しており、若者の安定的な就業の確保が大きな課題です。このような先行きの不透明な時代にあって、若者が自分の確かな進路を見いだすことができるよう、時代に対応した、生きる力を養う教育が課題です。

### (4) 情報化に対応した教育が求められている

インターネットや携帯電話の普及など、高度情報化社会の急速な進展は、私たちの生活をより豊かにする一方で、直接的な人と人の交流の希薄化、活字離れによる想像力や論理的に考える力を弱める、という問題も出てきています。

これに対し、情報処理能力や情報発信能力を高めるとともに、情報を生かして様々な体験や交流がより豊かにできるような教育が求められています。

## ( 5 ) 国際化の進展に対応した教育が必要である

国際化の進展により、産業、文化、社会貢献などあらゆる分野で世界的な視野で交流し、活動することが求められる時代となっています。今後の教育においても、国際社会で活躍する人材の育成が課題であるといえます。

また、世界的な問題の一つとして、地球温暖化の進行や異常気象、熱帯雨林の消失や砂漠化の進行、身近な自然の消失が進むなどの環境問題がとりあげられ、人々の関心が高まってきています。環境の保全・回復の取り組みに努めるとともに、身近な緑の保全・回復や河川の汚濁防止、省エネルギー・省資源の取り組み、ごみの減量化や再利用・再生利用の取り組みなど、環境教育を進めることが課題です。

## ( 6 ) いじめ問題等への対策が重要である

近年のいじめによる事件は深刻なものであり、その対策は早急に解決すべき重大な課題であるといえます。いじめる児童・生徒に対しては、いじめの非人間性や、それが他人の人権を侵す行為であることに気付かせることが大切です。また、いじめられる児童・生徒に対しては、本人の立場に立った取り組みがなされることが大切です。

その他、児童・生徒一人ひとりの健全な成長を支援するため、暴力行為、不登校等の問題行動についても、その防止や解決に向けた取り組みの一層の充実を図ることが必要といえます。

## ( 7 ) 家庭・地域の教育力の向上が重要となっている

今日では、夜型生活など生活習慣の乱れや、カロリー及び糖分の過剰摂取、偏った栄養、屋外での集団遊びや運動の不足、生活体験の狭さ、長時間のテレビやゲーム、家庭・地域の教育力の低下など、子どもの教育環境は大きく変わってきています。その結果、疲れや体力不足、生活習慣病の児童の増加、学ぶ意欲の低下などが、課題となっています。

行財政改革の推進とあわせて、豊かな心と生きる力を育む教育改革を進めるほか、家庭の教育力の向上及び家庭における生活習慣の見直しを働きかけたり、地域社会の一員として子どもを育てる仕組みづくりを進めたりすることなどが大切です。そして、家庭・地域・学校が連携し一人ひとりの子どもに対応できる、教育力の向上を図ることが重要です。

## ( 8 ) 価値観の多様化への対応が求められている

市民のおかれた立場や環境、価値観の多様化が進んでいる現在、社会教育やスポーツ活動などの生涯学習に対する市民のニーズも多様化しています。こうした中で、個々のニーズにきめ細かく対応できる現場重視を視点とした各種の施策や取り組みが求められます。

また、社会の大きな変化の中で、市民の生涯学習や幼児教育・学校教育を取り巻く課題も複雑化し、高度化してきています。こうした教育課題を解決していくためには、外部の力を導入するなど専門的な力によるきめ細かい支援等が求められます。

これからの本市の教育を市民と共に推進していくために、教育行政として市民ニーズに応えるとともに、教育課題を適切に解決していくための体制づくりを進めることが大切です。

## 【基本構想】

### 第2章 基本理念

#### 1. 美馬市教育の基本理念

たくましく育ち豊かな学びを実現する教育・文化の創造  
～ 郷土を担う人材の育成～

#### 2. 美馬市教育の現状と課題

##### (1) アンケート結果の概要

本計画の策定にあたって、幼稚園、小学生、中学生の保護者を対象としたアンケート結果を実施し、教育に対する意見をうかがいました。

平成18年10月に実施  
配布・回収数

対象	配布数	回収数	回収率
幼稚園年長児の保護者	266	251	94.4%
小学校5年生児童の保護者	286	268	93.7%
中学校2年生生徒の保護者	290	240	82.8%

##### 結果の概要

- ・学校(園)に望むことについて、「学校(園)の教育方針を保護者に伝える」、「子どもの学校(園)での様子を保護者に伝える」、「講演会などで子育てに役立つ情報を提供する」ことを望む割合は高い。特に「子どもの学校(園)での様子を保護者に伝える」については、「とても望む」への回答割合がそれぞれ40%以上となっている。一方、「いつでも自由に学校(園)を見学できるようにする」については、「どちらともいえない」が最も多い。

- ・幼稚園の指導や取り組みについての評価は、「地域や小・中・保育所との交流や体験活動」が「とても満足している」割合が約30%で、すべての項目の中で最も多くなっている。「まあ満足している」は「保育参観の回数」の項目が52.6%と最も多い。一方、「あまり満足していない」への回答が最も多い項目は「幼稚園の施設・設備の充実度」であり、16.3%となっている。
- ・小学校の指導や取り組みについての評価は、「運動会・体育部活動などのスポーツ活動」や「先生たちの熱心さ」において、「とても満足している」は15%前後となっている。「まあ満足している」では、「教科や基礎的な学習指導」「宿題の内容や量」「音楽会・文化祭などの文化活動」「運動会・体育部活動などのスポーツ活動」において50%を超えている。「あまり満足していない」では、「学ぶ意欲を高めること」「学校の施設・設備の充実度」が共に15.7%、「一人ひとりの学力や興味に応じた指導」が14.6%の順で多い。
- ・中学校の指導や取り組みについての評価は、「音楽会・文化祭などの文化活動」「運動会・体育部活動などのスポーツ活動」において、「とても満足している」は10%を超えている。「まあ満足している」では、前述の2項目が50%を超えているほか、「教科や基礎的な学習指導」「学習の評価(成績の付け方)」において40%前後となっている。「あまり満足していない」では、「学ぶ意欲を高めること」が31.3%と唯一30%を超えているほか、「一人ひとりの学力や興味に応じた指導」が28.8%となっている。
- ・総合的にみた幼稚園、小学校、中学校の評価は、どの調査も「まあ満足している」が最も多いものの、中学校では「あまり満足していない」割合が15.4%に達している。
- ・幼稚園、小学校、中学校の適当と考えるクラス・学級数、及び幼児・児童・生徒数は以下の回答がそれぞれ最も多くなっている。

	幼稚園	小学校	中学校
クラス・学級数	園全体で1～2クラス	2～3学級(全学年で12～18学級)	2～3学級(全学年で6～9学級)
幼児・児童・生徒数	20人以下	25人以下	26～30人

- ・地域の子どもたちが健やかに育まれるために力を入れるべきことは、どの調査でも「子どもに礼儀やしつけをしっかりと教える」が60%前後で最も多い。次いで、「地域内で子どもの安全を確保するための活動をする」がどの調査でも50%台となっている。

## (2) 現状と課題

### 【就学前教育・学校教育・青少年健全育成】

#### 子どもの人口減少対策

平成17年3月に策定された次世代育成支援行動計画によると、児童・生徒数の推計は、未婚率の上昇、出生率の低下等から減少していくことが予想されています。平成27年には、就学前の子どもが1,276人、小学生1,406人、中学生は789人、高校生は820人が見込まれており、総人口（推計値）に対する比率は13.6%になるとみられています。

これに伴い、学校が小規模化していく傾向が進むと考えられ、対策が求められます。そのため、学校の適正規模・適正配置に関する検討を進めるとともに、その結果に合わせて、学校施設・設備の充実に図り、児童・生徒の安全を確保するための対策を進める必要があります。

#### 将来の児童・生徒数（推計）

	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年
就学前	1,474	1,454	1,418	1,402	1,380	1,353	1,325	1,301	1,276
小学生	1,651	1,617	1,585	1,543	1,505	1,493	1,465	1,446	1,406
中学生	915	907	869	875	872	827	807	777	789
高校生	1,041	983	984	910	900	860	864	863	820
児童の対人口比	14.7%	14.5%	14.3%	14.1%	14.0%	13.8%	13.8%	13.7%	13.6%
総人口	34,647	34,298	33,949	33,580	33,198	32,797	32,385	31,990	31,566

資料：美馬市次世代育成支援行動計画

### 確かな学力の向上

近年、様々な場において、子どもたちの学力低下が言われています。また、アンケート結果をみると、小学校5年生保護者では15.7%、中学校2年生保護者では31.3%が、学校への評価のうち「学ぶ意欲を高めること」について「あまり満足していない」と回答しています。子どもたちの基礎学力向上に向けての対応が求められています。

これからの次代を担う子どもたちの学力については、基礎的・基本的な知識や技能に加え、子どもたちが意欲的に学習に取り組むとともに、自ら課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動する資質や能力の育成が必要です。そのために、すべての学びの基礎となる、言葉と体験を重視し、コミュニケーション能力の育成と身体的な学びが求められています。

### 豊かな心の育成と基本的な生活習慣の確立

昨今、未成年者による様々な事件・犯罪が注目されるとともに、いじめ、校内暴力などの多発等、善悪の判断などの規範意識や公德心の低下が指摘されており、命と人権を大切にすることを育むことが大きな課題となっています。また、都市化の進行、家族形態の多様化、情報化社会の進展、地域社会の変容といった社会変化は、子どもたちの生活環境にも大きな影響を与えており、生活習慣や食生活等の乱れ、人間関係の希薄化、不登校等を引き起こしており、社会全体において、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むことが求められています。

平成18年12月に改正された教育基本法では、家庭教育に関する規定(第10条)や幼児期の教育に関する規定(第11条)のほか、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力に関する規定(第13条)が新設されています。子どもたちの豊かな心を育むとともに基本的な生活習慣の確立を促すためには、家庭の教育力、地域の教育力、そして学校の教育力の連携と役割分担のもと体験学習や道徳教育、食育を充実させることが必要となります。そして、家庭・地域・学校のそれぞれが教育力を向上させ、協働により、人権尊重の精神に基づいた教育を行なえるよう教育体制づくりを推進していくことが今後の課題となっています。

## 教職員の資質・能力の向上

学校教育の充実は、その直接の担い手である教職員の資質・能力に負うところが極めて大きいといえます。人は教育によってつくられると言われるように、その教育の成否は教職員にかかっていると言っても過言ではありません。

優れた教職員の条件には様々な要素がありますが、平成 17 年 10 月 26 日の中央教育審議会答申においては、大きく集約して三つの要素、すなわち、「教育職に対する強い情熱」「教育の専門家としての確かな力量」「総合的な人間力」が重要とされています。

今後は、学校との一層の連携を図りながら、県教育委員会や市教育委員会において、研修プログラム等の研究・開発や、学校評価・教職員への評価及び学校組織におけるマネジメントを通じた全体レベルの向上が必要となっています。さらに、個々の教職員の能力向上も求められており、これら両方を重視しながら、確かな力量と教育に対する責任感や子どもへの愛情を備えた魅力ある教職員を養成していくことが課題となっています。

## 今日的な課題に対応した教育のあり方

学校（園）教育に対するニーズが多様化する中、幼児教育において、幼児数の減少が予想される今日、幼児が切磋琢磨しながら、豊かな心を育てるための幼児教育環境の整備が求められています。また、近年、小・中学生の学習意欲の低下や学力低下が指摘されており、これらの課題に対する対応が必要となっています。さらに、障害のある幼児・児童・生徒に加えて、用語解説参照LD、用語解説参照ADHDなど、特別な教育的配慮を必要とする特別支援教育の充実が求められています。

一方、国際化・情報化といった社会の変化は急速に進んでおり、国際社会、情報化社会に対応できる、優れたコミュニケーション能力を有する人材の育成が求められています。また、「穴吹川」や「うだつの町並み」など地域資源を教育活動に組み込むことは、市内外に美馬の文化を発信し、理解を促進する上で重要な要素となるため、本市の特色、地域資源を生かした教育プログラムの開発と充実を図ることが重要な課題となります。

## 【生涯学習・生涯スポーツ・文化振興】

### 市民ニーズを踏まえた多彩な学習・活動機会の創造・提供

今日、急激な社会構造の変化等によるライフスタイルの多様化に伴い、日々高度化、多様化し続ける市民ニーズにいかに対応し、市民の自発的な学習・活動の機会を創造・提供していけるかが重要な課題となっています。

スポーツについては、アンケート調査結果から、学校による取り組みへの評価は高くなっています。一方、総合計画策定の際のアンケートでは、「スポーツに関するもの」を生涯学習活動として行っている、あるいは行ないたい分野と回答しているのは 8.6%にとどまっており、プログラムの検証及び整備充実が必要となっています。

平成 18 年改正の教育基本法では、生涯学習に関する規定が新設されました。今後は、本市における今日的課題や市民のニーズを的確に把握し、社会教育施設等をはじめ、大学等の教育機関、民間企業、地域活動などの各種事業実施主体や関係機関等との連携、また市民と協働で事業を立ち上げるなど様々な実現手段を検討することが大切です。さらに必要な情報が必要な人に的確に伝わる体制の整備を推進することなどにより、多彩な学習・活動機会の創造・提供につながる環境づくりを行っていくことが課題となります。

### 学習・活動成果が活きる「生きがいの場」づくり

社会や価値観が激しく変化し続ける現代社会に暮らす人々には、いかに豊かで充実した人生を送ることができるかが大きな関心事となっています。生涯学習活動で行っている、あるいは行ないたい分野について、総合計画策定の際のアンケートでたずねたところ、「趣味に関するもの（音楽、写真、美術、書道、文学など）」、「健康管理に関するもの（健康法、医学、栄養など）」が上位となっています。また、地域の問題はその地域に住む市民自らが協力して解決するといった地域福祉の考え方が普及する中、地域を理解し、地域を愛する心を育む場づくりや地域を担う人づくり、地域づくり対策が必要となっています。学習・活動への参加はもちろん、各々の学びの中で獲得した知識や技術、経験を他者や地域に還元したり、仲間学習サークルをつくって活動したりと、人々がそれぞれの生活に応じた生きがいづくりや自己実現に取り組むことのできる環境整備が求められています。

市民の貴重な学習成果を地域活動などの場で活かすためには、自らの学びを他者への教えとして還元するための人材育成講座、積極的に「学ばた

い人」と、知識・技術を有する「教えたい人」とを結びつけるコーディネーターや情報提供、地域活動サークルの立ち上げ支援など、様々な仕組みづくりが課題といえます。

#### 今日的課題に対応した社会教育施設の活性化

教育・文化施設やスポーツ関連施設などの社会教育施設等は市民にとって身近な学習・活動の拠点であり、地域の教育力向上や健康づくりの拠点としても重要な役割を担っています。総合計画策定の際のアンケート結果から、「多くの市民が参加できる文化・スポーツイベントの企画・開催」や「各種講座や催し物、施設などに関する情報提供の充実」が、市民にとって一番大きな学習・活動に取り組むきっかけであるという意見があがっています。市内各施設においてはそれぞれの視点から様々な学習・活動関連事業を実施していますが、施設の利用度、認知度、また事業への参加度について向上を図る必要があります。

各施設にとっては、今後、新たな利用者層の発掘に向けて市民ニーズに対応した事業実施と効果的な事業PRに努めるとともに、市民の創意を生かした事業の協働企画を行なうなど、各施設が課題を共有し、それに対応した体制の活性化を図ることが重要です。

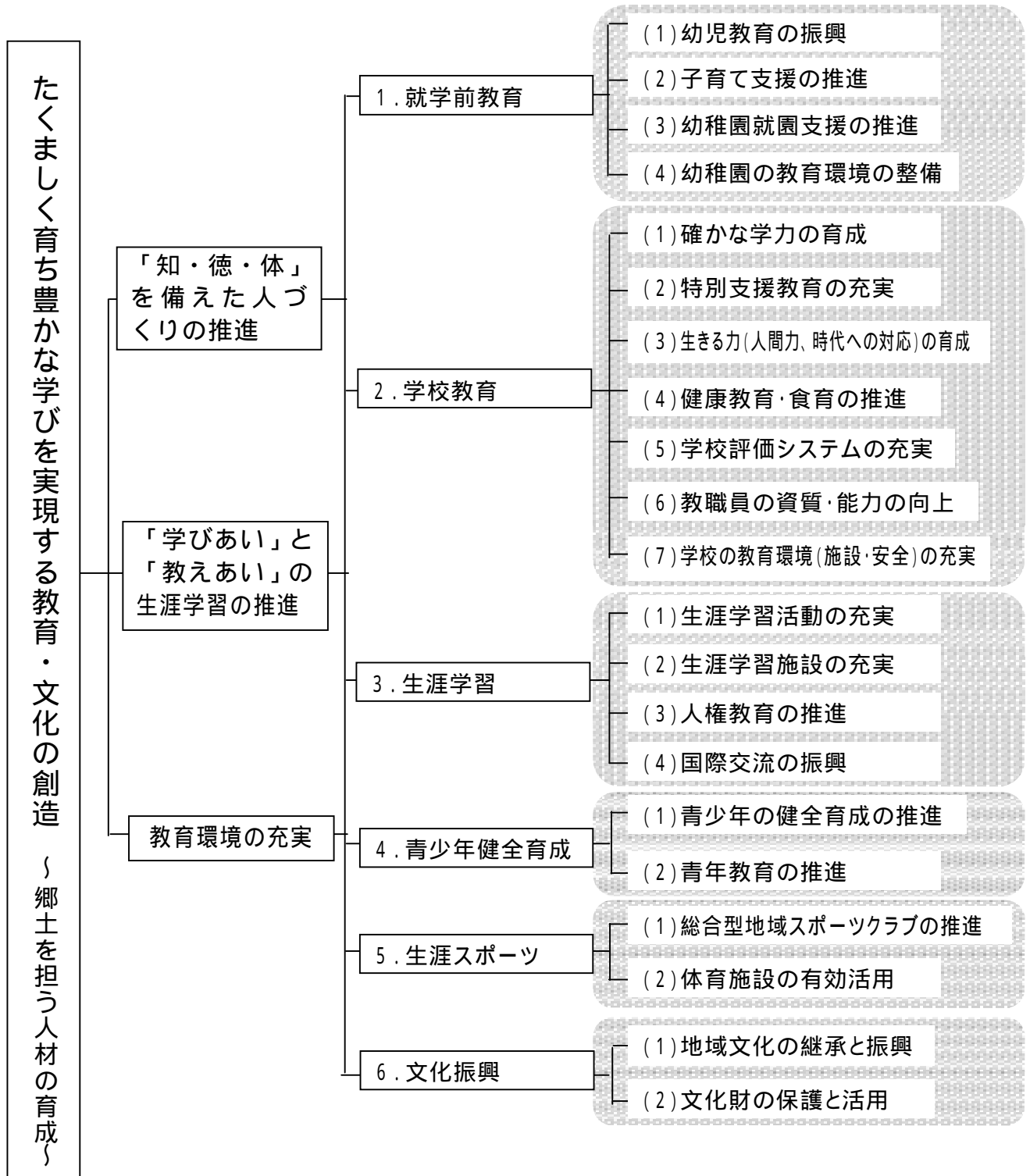
#### 文化財や伝統文化の継承、振興

本市には、国の重要伝統的保存地区に選定されている脇町南町（うだつの町並み）や国指定の段の塚穴・郡里廃寺跡・三木家住宅・旧長岡家住宅などの史跡や重要文化財、また、三味線もちつき・毛槍・獅子舞・傘おどりなどの無形民俗文化財、さらにはミニ古都の趣がある寺町、三宅博士を悼むアインシュタイン友情の碑などたいへん多くの歴史的資産があります。

こうした市の誇りとも言える文化財や伝統文化を保存・継承するとともに、地域住民の文化活動への参加や様々な交流による地域文化の振興を図り、郷土への愛着を深める取り組みが必要です。

# 美馬市教育振興計画体系図

基本構想	基本計画	
基本理念	基本目標	分野別基本計画



# 美馬市教育振興計画

## 基本計画

平成 19 年 3 月  
美馬市教育委員会

# 目 次

## 【基本計画】

### 第3章 基本目標

1. 「知・徳・体」を備えた人づくりの推進 ..... 15
2. 「学びあい」と「教えあい」の生涯学習の推進 ..... 16
3. 教育環境の充実 ..... 17

### 第4章 施策の基本的な方向

1. 就学前教育 ..... 18
  - (1) 幼児教育の振興 ..... 18
  - (2) 子育て支援の推進 ..... 21
  - (3) 幼稚園就園支援の推進 ..... 23
  - (4) 幼稚園の教育環境の整備 ..... 24
2. 学校教育 ..... 26
  - (1) 確かな学力の育成 ..... 26
  - (2) 特別支援教育の充実 ..... 27
  - (3) 生きる力（人間力、時代への対応）の育成 ..... 28
  - (4) 健康教育・食育の推進 ..... 35
  - (5) 学校評価システムの充実 ..... 36
  - (6) 教職員の資質・能力の向上 ..... 37
  - (7) 学校の教育環境（施設・安全）の充実 ..... 37
3. 生涯学習 ..... 40
  - (1) 生涯学習活動の充実 ..... 40
  - (2) 生涯学習施設の充実 ..... 41
  - (3) 人権教育の推進 ..... 41
  - (4) 国際交流の振興 ..... 43
4. 青少年健全育成 ..... 44
  - (1) 青少年の健全育成の推進 ..... 44
  - (2) 青年教育の推進 ..... 44
5. 生涯スポーツ ..... 45
  - (1) 総合型地域スポーツクラブの推進 ..... 45
  - (2) 体育施設の有効活用 ..... 46
6. 文化振興 ..... 47
  - (1) 地域文化の継承と振興 ..... 47
  - (2) 文化財の保護と活用 ..... 48

### 第5章 計画の推進に向けて

1. 市民の参画・協働による計画の推進 ..... 51
2. 計画の進捗状況の評価 ..... 51
3. 市民への啓発 ..... 51
4. 全庁的な連携体制の構築 ..... 51

## 【基本計画】

### 第3章 基本目標

#### 1. 「知・徳・体」を備えた人づくりの推進

学校教育においては、子どもたちの学力、規範意識・公德心の低下、基本的な生活習慣の乱れ、教職員の資質など様々な問題があります。高度情報化、国際化、地方分権型社会の進展など、めまぐるしく変化する社会情勢の中、子どもたちには、本市の未来を担うとともに地域社会の形成者として、様々な分野で活躍することができる基盤を培うことが大切となります。

そのためには、まず、一人ひとりの子どもが、基礎的な知識や技能に加え、自ら考え意見や目標を持ち行動できる力、すなわち確かな学力を身につけるとともに、社会の一員として生命を尊重し、人との関わりや思いやりなど人を大切にする心、自然や美しいものなどに感動する豊かな心を育む教育を行なうことが必要となります。また、様々な活動に参加したり、学んだりするためには、食事や運動など、基礎となる健康や体力づくりなど健やかな体を培うとともに、子どもの成長のすべてを支える食生活の充実や基本的な生活習慣の確立を図り、「知・徳・体」の調和のとれた教育を推進します。

一方、現在の社会においては、以前にもまして他者の意見や考え方を理解し、相手の立場を尊重する中で自分の意見や考えを伝えるコミュニケーション能力が求められています。また、コミュニケーション能力は人間関係が希薄化している今日、子どもの問題行動をはじめ地域の様々な課題を解決する上で必要な能力となっています。国際化社会・情報化社会に対応できる、優れたコミュニケーション能力を備えた人材を育てることをめざします。

## 2. 「学びあい」と「教えあい」の生涯学習の推進

高齢化社会の進行、高度情報化や国際化社会の進展など、急激な社会構造の変化に伴う人々の価値観やライフスタイルの多様化を背景に学習需要は日々高度化、多様化しています。そのような中、本市に住む一人ひとりが生活に必要な知識や技能を学んだり、また生活の質の向上のために文化や芸術、スポーツなどに触れ、教養を身につけていくためには、市民が生涯を通じて学習や活動に取り組んでいくことができる環境を整備していくことが大切です。

そのためには、まず、学習や活動に必要な情報をタイムリーに提供できる体制を整備するとともに、地域、企業、教育機関等との連携や市民との協働による事業実施などに取り組むことで、多様化する今日的課題や市民ニーズに対応した学習機会を提供し、市民のライフステージに応じた学習活動を支援していきます。さらに、学習によって養われた知識や技術、経験をさまざまなかたちで生きがいつくりや地域づくりに生かせるよう支援することで、活力ある地域力、人間力の創造につなげていきます。

また、すべての市民活動の基盤となる健康づくり、体力づくりに向けて、身近な地域で気軽にスポーツに親しめる機会を提供していきます。

一方、本市には内外に誇れる貴重な文化財が数多く存在します。これらを積極的に保存、継承し活用していくことで、地域の新たな創造と活力の源泉である郷土愛を育てていきます。

これらの施策を総合的に推進することで、「学びあい」と「教えあい」の輪が広がり、生涯にわたり夢と希望と活力を育む学習と活動を支援していきます。

### 3 . 教育環境の充実

本市の未来を託す「人づくり」を進めていくためには、学校（園）、家庭・保護者・PTA、地域のそれぞれが、その果たす役割を再認識し、教育を受ける立場である学習者の視点に立った教育環境を整備していくことが大切となります。

学校（園）は、子どもが1日の大半を過ごす学びの場、生きる力を育むための重要な場です。それゆえ、子どもの実態や問題点を的確にとらえ、目標に沿った教育活動を行なうことができるよう管理運営体制を充実、強化していかなければなりません。具体的には、家庭・保護者・PTAや地域との連携を深め、教職員等への支援体制、学校（園）の施設整備や設備充実、適正規模・適正配置を図るなど、学校（園）の教育力を高めるための環境整備を推進していきます。

家庭は、家族みんなの心の拠りどころであり、親子の愛情による絆で結ばれた家族とのふれあいの場です。また、子育てを行なう場として、次の社会を担う子どもを育てる根幹となる場です。そのため、家庭における家族のつながりを深めるための施策を推進していきます。

地域は、多様な人たちとの交流や様々な社会体験、生活体験、自然体験などを通して、社会性や公德心、規範意識、自己抑制の力などの能力が育まれる場です。そのため、地域全体で子どもを見守り、子育て家庭を支援する意識を醸成するとともに、地域の教育力を最大限に生かすため、地域活動への支援及び住民団体、社会教育施設等とのネットワーク化を図り、学びを支援する環境づくりを推進していきます。

## 第4章 施策の基本的な方向

### 1. 就学前教育

#### (1) 幼児教育の振興

##### 幼稚園教育要領の理解推進

幼稚園教育は、小学校入学以降の子どもの発達を見通した上で、幼児期に育てるべきことをしっかり育てる必要があり、そのことを通じて、その後の学校教育全体の生活や学習の基礎を培うという役割を担っています。

一方で、幼児の現状においては、基本的な生活習慣や態度が身につけていない、他者との関わりが苦手である、自制心や耐性、規範意識が十分に育っていない、運動能力が低下している等の課題が指摘され、幼児の成長に関する懸念が多く聞かれるようになっていきます。

そこで各幼稚園においては、幼稚園教育要領の要点及び意図等を十分に理解し、人間形成の基礎を培う幼児教育の重要性を踏まえ、家庭・地域社会等と幼稚園が相互に十分な連携を図りながら、自然体験・社会体験などの具体的生活体験を重視していきます。

加えて、生きる力を身につける保育を展開する中で、道徳性の芽生えを培い、身体を動かす機会を充実していきます。また、自我が芽生え自己を抑制しようとする気持ちが生まれる幼児期の発達特性に応じたきめ細かな対応を図り、各時期に必要な教育内容を明らかにして、計画性のある指導を進めていきます。

特に、5歳児を対象とした「協同的な学び」の実施、幼児期から望ましい食習慣を身につける食育の推進等を図ります。

##### 小学校教育との連携・接続の強化・改善

幼稚園・保育所から小学校を結ぶ接点で、「用語解説参照小一プロブレム」と呼ばれる問題状況がしばしば発生していると言われます。子どもが小学校入学に際して出会う段差は、学校段階間における教育方法や指導形態、教育内容組織等の違いが少なからず影響していると考えられます。

幼稚園の時期に積み重ねた学びの経験や内容の習得が、学びの連続性として、小学校における学習へとスムーズに移行できるよう、幼児教育の充実を図る方向を積極的に進めていく必要があります。

幼児と児童、幼小の教員間の交流活動を積極的に進めるとともに、教育内容における接続の改善として、遊びの中での興味や関心に添った活動から、興味や関心を生かした学びへ、さらに、教科等を中心とした学

習へのつながりを踏まえ、幼児期から児童期への教育の流れを意識して幼児教育における教育内容や方法の充実を図ります。加えて、子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、保育所と連携しつつ、幼児教育の質の向上を図ります。

#### 未就園児の幼稚園への接続

本市においては、3・4・5歳児の幼児を対象として幼稚園入園の枠を広げつつ、小学校以降の生活や学習の基盤を培う学校教育の始まりとして就園機会の充実を図っています。

本市における幼稚園就園率は96.8%(平成18年徳島県教育基本調査)と高水準を維持し、地域・家庭等の幼稚園にかける期待は大きいものがあります。

一方で、少子化の影響による地域社会の変化等により、就園前の幼児段階においても、同年代幼児同士の遊びの機会や直接体験の機会の減少、家庭内の基本的な生活習慣や技能の体得が難しくなるなど、幼児期の大切な学習の機会不足が指摘されています。

幼稚園教育は、家庭・地域社会・幼稚園における教育がバランスを保ち幼児の健やかな成長を保障していくことから、親子登園や体験入園、子育て相談事業を実施するなどの取り組みを進め、就園前の幼児が、家庭・地域等における生活から幼稚園における集団生活へ円滑に接続できるよう、ニーズに応じた必要な配慮に努めます。

#### 幼稚園教員の資質及び専門性の向上

幼児期は、人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、幼稚園教育においては、幼児を取り巻く教育環境の根幹をなす教員の役割は、特に大きいと言われます。

幼稚園教育が社会の期待に応えるために、教員は常に、教育内容・方法の改善に心がけ、総合的指導力、保育構想力と実践力、他教員との協働性、特別な支援を要する幼児への対応力、保育所・小学校との連携推進力、保護者や地域との連携推進力、人権理解等について自らの資質向上をめざし続ける必要があります。

専門性を高める効果的な方法として、本市においては、各幼稚園において毎週木曜日を園内研修日として研修を実施するとともに、ライフステージに応じた研修として、教育委員会が計画的に実施している幼稚園計画訪問・マネジメント研修・学年別部会・障害児部会・預かり保育担当者研修・補教担当教員研修についても、さらに改善・充実を図り、今後とも社会環境の急速かつ大きな変化に伴う幼児教育の多様な展開への対応に努めます。

#### 幼稚園の自己評価と情報公開

幼稚園が、幼児の状況や地域の保育ニーズなどに応じた特色ある主体的な教育活動を展開し、地域住民の信頼に応え、地域に開かれた幼稚園として運営していくために、「幼稚園設置基準」において幼稚園の自己評価の実施とその結果の公表に努めることが規定されています。

幼稚園の教育水準の向上を図り、教育の目的を実現するために、本市の幼稚園においても自己評価等の実施率は年々高まり、保育評価の在り方と活かし方等の検討が進められています。

今後の自己評価の実施検討にあたっては、保育内容の適切性、教育環境の適切性、教師の指導の適切性、管理体制の適切性等の側面から、観点・項目を各幼稚園で設定し見直しを図っていくとともに、自己評価の方法や、関係者による評価や第三者評価を行なうことも視野に入れ、その改善・検討を進めていきます。

また、教育委員会との連携のもとに、自己評価の実施率をさらに高め、その内容を公開しつつ教育内容等の工夫改善につなげていく仕組みづくりに努めるとともに、保護者や地域の意向の把握・反映に努め、保護者や地域との協力体制をつくります。

## ( 2 ) 子育て支援の推進

### 幼稚園における子育て支援の推進

少子化対策における基本理念を踏まえ、親の育児を単に肩代わりするのではなく、親の子育てに対する不安やストレスを解消し、子育ての喜びや生きがいを取り戻して、子どものよりよい育ちを実現する方向となるような子育て支援を進めていくことが必要とされています。

「親と子がともに育つ」観点から、幼稚園ごとに子育て通信等を定期的に配布し、子育ての共通理解を進めていくとともに、子育てにかかる相談の実施、子育て情報の提供、親子参加型の事業等の実施に取り組んでいきます。

また一方で、就園前の幼児を対象に、親子登園、園庭開放や子育て相談を実施するなど、幼稚園が積極的に関わっていくとともに、地域の中学生・高校生等、これから親になる世代に対して、幼児と接する体験の機会の提供に努めます。

こうした子育て支援の望ましい在り方については、各幼稚園の実践を活かしながら幼稚園運営の弾力化を図り、実施体制、内容・方法など検討していきます。

### 地域社会との双方向ネットワークの構築

社会環境の急速かつ大きな変化や、人々の意識や価値観の多様化等に伴い、家庭や地域社会における教育力の低下が指摘されています。また、核家族の進行や地域とのつながりの希薄化などを背景に子育てに悩む親も増えています。地域の教育力の現状を把握し、その再生・向上のための取り組みが重要となっています。

地域の子育て資源として、自然・文化・人材の把握と活用の在り方を検討・実施するとともに、幼稚園も地域の一員として、ボランティア団体及び民生・児童委員などの地域社会との連携を図り、地域の祭り等に積極的に参加するなど地域社会のふれあい拠点になるよう、地域社会の教育力向上に貢献していきます。

## 預かり保育の充実

幼稚園の預かり保育は、女性の社会進出の増大への対応や子育て支援として、地域の実情や保護者の要請により実施の拡大が進められており、本市においては6幼稚園(平成18年度)が実施をしています。また、平成18年度から夏・冬季休業日も実施するなど、充実を図っています。

しかし一方で、保護者等の際限のない保育ニーズを受け入れ、単なる親の育児の肩代わりになってしまうことがあると懸念する声もあります。

このため、保護者が安易な認識を持たないように、「預かり保育の趣旨や家庭における教育の重要性」を保護者に十分理解してもらうことが大切です。

そこで、本市の幼稚園の預かり保育については、保護者との子育ての共通理解を図り、その実施が幼児や保護者にとっても、実施する幼稚園にとってもよりよい成果となるよう、預かり保育内容の改善や幼児の生活の見直しを進めるとともに、幼児の生活の連続性を確保する観点から、家庭や地域の教育力の補完につながるような展開をめざします。

また、望ましい在り方については、実施体制、預かり保育内容・方法の工夫、幼児の心身への配慮や家庭への配慮等教課外活動として質の向上をめざし、利用幼児の健康と安全が保てる環境づくりを積極的に進めていきます。

### ( 3 ) 幼稚園就園支援の推進

#### 就園年齢の一層の拡充

幼児教育の振興にかかる取り組みを通じて、本市では、県内でも高い水準の5歳児の就園率を保持し、総じて幼児教育の普及・充実が図られているといえます。特に、合併後、木屋平幼稚園で3歳児就園を、岩倉幼稚園で4歳児就園を実施するなど、地域の実態や保育ニーズに考慮した拡充を進めています。

一方で「入園を希望するすべての満3歳児から5歳児の就園を目標に幼稚園の整備を進める」(平成18年10月4日 幼児教育振興アクションプログラム 7つの施策の柱2 文部科学大臣決定)という国・県の計画から本市の現状を見ると、就園の年齢を引き続き拡充していく必要があります。

地域の子ども数の減少により小規模化が進む本市の幼稚園の実態を踏まえ、特に、保育所等の集団生活を経験する施設が整備できていない地域において、3歳児や満3歳児等の就園を引き続き検討していきます。

#### 幼稚園就園奨励費補助制度の周知と円滑・適正な実施

入園機会を充分確保する観点に立って、幼児を通園させている保護者の年齢が相対的に若く、教育に伴う経済的負担が大きいことから、就園の機会を確保するための軽減策が必要になってきます。

本市においても保育料減免制度を設け、保護者負担の軽減等の施策を進めていますが、今後さらに、募集要項の周知に努めるとともに、国の助成や保護者の所得状況に応じて補助基準を検討し、経済的負担の軽減を推進する幼稚園就園奨励費補助の充実を図っていきます。

#### ( 4 ) 幼稚園の教育環境の整備

##### 行き届いた教育を進めるための教育条件の充実

幼稚園の教育環境の整備・充実については、時代の変化に応じた幼稚園の弾力的運営を可能にするため、また、保護者や地域の多様なニーズに対応していくために国の「幼稚園設置基準」が示されています。

幼稚園教育要領の趣旨に沿い、幼児一人ひとりの特性に応じ行き届いた教育を推進するため、「幼稚園設置基準」の趣旨に添った幼稚園の水準の向上を図り、自己点検・自己評価の実施に努めるとともに、学級編成では、1学級の幼児数の引き下げ、教職員の配置においては、専任園長及びその他の職員の配置について見直しや改善を図っていきます。

##### 施設・設備の充実

本市の公立幼稚園は、約6割以上が築25年から築35年経過の園舎で老朽化が進み、施設・設備が幼稚園設置基準等に満たない部分が見られます。今後、計画的に整備充実を図る必要があります。その際、国の「幼稚園施設整備指針」の課題や整備内容を踏まえた検討を進めていく必要があります。

特に、幼稚園施設の安全・防犯対策、バリアフリー化、耐震化推進等の新たな課題に対応するとともに、家庭や地域と連携した施設整備として、預かり保育室、子育て支援室等のほかに、保育所との有機的に連携した空間等、地域における幼稚園の役割の変化に対応した整備を進める必要があります。

今後、新しい教育内容や方法、弾力的な幼稚園運営に沿った施設整備の充実について、全市的な検討を進め、急を要する施設・設備等については、幼稚園や幼児の実態・保護者の希望等を受け止めつつ充実を図っていきます。

### 幼稚園と保育所の施設等の一体的運営の検討

幼稚園と保育所は、異なる目的・役割を持つ施設であり、それぞれの制度の中で整備充実に努めてきました。本市には 17 幼稚園・6 保育所(平成 18 年度)施設があります。

一方、両施設とも就学前の幼児を対象としていること、また、保育ニーズの多様化が進んでいることから、類似した機能を求められる面があることも事実であり、文部科学省と厚生労働省では共同で、「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針(平成 10 年 3 月)」を取りまとめ、平成 18 年 10 月には「就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が施行されて「認定子ども園制度」が発足する等、幼稚園と保育所の一体化が進んでいます。

昨今の過疎化・少子化の影響により、本市においては、幼稚園や保育所の小規模化が進み、現行の幼稚園・保育所別々では、子どもの育ちにとって大切な子ども集団の編成が困難な実態もあり、子どもの育ちの場の確保や子育て支援の充実等多様なニーズに対応することが求められています。また幼稚園・保育所ともに施設の老朽化が進み、新しい保育ニーズに対応できる施設の建築を望む声もあります。

そこで、乳幼児にとって最善の教育・保育環境をめざして、幼児教育の観点と次世代育成支援の観点、教育・保育を一体的に実施するための新たなサービス提供の枠組み、既存幼稚園・保育所施設からの転換等について、加えて地域の実情や運営の効率化等も含めた新たな枠組みの在り方を検討していきます。

## 2 . 学校教育

### ( 1 ) 確かな学力の育成

アンケート調査によると、学校への評価のうち、「一人ひとりの学力や興味に応じた指導」「学ぶ意欲を高めること」に対して「あまり満足していない」という回答が小・中学校において、いずれも高い比率を占め、自ら学び自ら考える子どもを育てるための対応が求められています。

そのため、各教科等において、基礎的・基本的な知識や技能を確実に身につけることはもとより、子ども一人ひとりが意欲を高め、思考力・判断力や表現力などを身につける場を大切にしながら学習を展開することで、「確かな学力」の育成を図っていきます。

特に、「言葉」は確かな学力を形成するための基盤であり、家族、友達、学校や社会と子どもをつなぐ役割を担っており、コミュニケーション能力の基盤となる国語力の育成を重視する教育が必要となっています。

また、子どもの多様な能力や適性、興味や関心等に応じて、用語解説参照ティームティーチングや習熟の程度に応じた指導、外部人材との連携を図った指導など、分かりやすい授業を行なうとともに、子ども一人ひとりが主体的に家庭学習に取り組めるよう、学校と家庭との連携を密にし、基本的な生活習慣、学習習慣をより確かなものとしします。

## ( 2 ) 特別支援教育の充実

本市における特別支援教育は、就学指導委員会での判定やきめ細かな就学相談により、特別支援学級においてなされています。また、特別支援教育コーディネーターや特別支援教育相談員による研修や教育相談、通級指導教室、特別支援学級への支援員の配置など特別支援教育の充実に取り組んできました。

しかし、発達障害などの特別な教育的支援の必要な児童・生徒が通常の学級にも在籍しており、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、持てる力を高め、将来地域において自立し社会参加するために、適切な指導や必要な支援を行なう必要があります。

そのため、障害の重度・重複化、多様化に対応した一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援について、その内容や方法を研究・改善するとともに、正しい理解と認識を深めるための特別支援教育を推進します。

また、障害のある児童・生徒に加え、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥/多動性障害）、高機能自閉症等の発達障害児を支援するために、小・中学校における校内支援体制の整備を図ります。

さらに、福祉・保健・医療・労働・教育などが一体となって支援する体制を整備するとともに保護者や地域社会の理解や啓発に取り組んでいきます。

### (3) 生きる力(人間力、時代への対応)の育成

#### 家庭と地域の教育力の向上

家庭は、基礎的な子どもの教育や人格形成にとって、すべての教育の出発点です。しかしながら、近年家庭においては、基本的な生活習慣やしつけなど本来家庭教育の役割であると考えられるものまで学校にゆだねようとする傾向が見られ、親の家庭教育に関する考え方にも、過保護・過干渉が見られたり、モラルの低下が生じているなど、家庭の教育力の低下が指摘されています。

また、地域の結束力の低下や、保護者や地域住民の価値観の多様化も一層進み、家庭を取り巻く社会環境が大きく変化する中で、地域の人々がどのように子どもと向き合っていくかが問われています。

アンケート調査では「地域の子どもたちが健やかに育まれるために力を入れるべきこと」について、「地域内で子どもの安全を確保するための活動」「礼儀やしつけをしっかりと教える」「いろいろな考えを持った人たちや年齢の異なった人たちとの交流」「文化やスポーツなど子どもの個性を伸ばす教育の強化」などの回答が上位を占めています。

こうした結果を受け、保護者や地域の人々が参加しやすい学校行事の工夫、子育てや家庭教育に関する学習機会の提供など、学校・家庭・地域がそれぞれ補完しあい、協力しあって育てる取り組みを推進していきます。

本市では、子どもたちが心身ともに健やかに育ち、郷土愛豊かな子どもの育成を図ることを目的として、子どもたちの行動憲章となる「みまっこ宣言」を制定しました。

めざす子ども像を掲げたこの宣言を学校だけでなく市民にも広げ、児童・生徒の豊かな人間性や社会性などを育むため、学校・家庭・地域の連携を十分に図りながら、よりよい生き方を考え行動できる力を育てます。

## みまっこ宣言

わたしたちは、次のような子どもに成長できるよう日々生活していきます。

友だちが困っている時、見て見ぬふりしないで助け合いのできる子ども

何事にも根気強くがんばれる子ども

していいことか、わるいことかよく考えて行動できる子ども

たったひとつしかない自分の命、他人の命を大切にできる子ども

自分の町のよさを知り、大好きになれる子ども

以上のような子どもになるよう、ここに宣言します。

平成18年11月2日制定

### 人権教育の充実

学校教育においては、児童・生徒が社会生活を営む上で必要な知識、技能・態度などを確実に身につけることを通して、人権尊重の精神の涵養が図られるよう学校教育活動全体の中で取り組む必要があります。

本市では、保育所・幼稚園・小学校・中学校の全教職員が参加する美馬市人権教育研究会を設立し、人権教育に取り組んでいます。教職員一人ひとりが豊かな人権意識を身につけ、人権感覚を磨くための研修を充実させるとともに、学校の教育活動全体を通じて、子どもたちの発達段階に応じた人権尊重の意識を高めるため、計画・実践・評価等の研究内容の充実を図っていきます。

一人ひとりに豊かな感性と、自他の人権を認め尊重し、相手を思いやる心や仲間と共生・共感していこうとする態度を養うための普遍的な視点からのアプローチとともに、女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題等様々な具体的人権課題に即した個別的な視点からの人権教育に取り組んでいきます。

### 道徳教育の充実

児童・生徒が自分自身をしっかり見つめ、人間としてよりよく生きるため、人・社会・自然などとの豊かな関わりを通して、道徳性が身につくよう、学校の教育活動全体で道徳教育の充実を進めています。

しかし、本市のアンケート調査によると、「心の教育」に対して「あまり満足していない」という回答が小・中学校において、いずれも高い比率を占めています。また、子どもたちの不幸な事件が続発している昨今、子どもたちの確かな価値意識が薄れているとみられ、「子どもの心」をどのように育ていけばよいのか深く考える機会が必要です。

そのため、年間指導計画や全体計画に基づく系統性のある指導と着実な実践に努め、家庭や地域の人々の協力による、開かれた道徳教育の充実を図ります。また、規律ある生活ができ、自分の将来を考え、国際社会に生きる日本人としての自覚が身につくよう、児童・生徒や学校の実態にあった指導を行なうよう工夫します。

### 奉仕・体験活動の充実

体験することは、体を育て、心を育てる源であり、自然や社会に接し、生きること、働くことの尊さを実感する機会を持たせることが重要です。

本市の各学校では、総合的な学習の時間等で福祉施設との交流、ボランティア活動、地域での清掃活動など様々な奉仕活動を行っています。

こうした活動を通して、社会に貢献する気持ちや豊かな心を持った社会人としての資質を育成していきます。また、勤労体験やボランティア活動などの多様な体験活動を通じて、社会の仕組みを知り、人との関わりを学ぶ中で生きる力を育てます。

### 読書活動の推進

子どもの読書活動は、創造力や集中力を育て、人生を豊かなものにする上で必要不可欠なものです。また、学校においても、児童・生徒の読解力や論理的に考える力などを培い知的活動を増進するとともに、豊かな感性や情操を育む上で大きな役割を担っています。

そのため、読書のきっかけづくりから児童・生徒が本を好きになり、自主的に読書に親しむようになるまで、発達段階に応じて子どもが読書活動を行なう機会が提供されるよう努めます。

また、朝の読書活動の更なる推進や、各学校が推薦図書を選定して卒業までに読むことを勧めるなどの読書活動の充実に取り組んでいきます。

さらに、各学校間や市立図書館とのネットワーク化を進め、図書検索ができるようなシステムの構築を検討していきます。

### 学校体育・部活動の推進

児童・生徒が生涯にわたって積極的に運動に親しみ、自ら健康を管理・改善していく能力を身につけられるよう、総合型地域スポーツクラブ等と連携を図りながら、学校の教育活動全体を通じて体育・健康に関する指導を充実します。

その核となる体育の授業においては、積極的に運動に親しむ資質や能力、体力の向上や健康の保持増進のための実践力を育成していきます。また、すべての児童・生徒に発達段階に応じた各種運動の技能、ルールやマナー、練習やゲームを工夫できる力等を身につけさせる指導に努めます。

運動部活動においては、競技力の向上をめざした日々の練習や各種大会に参加する中で運動の楽しさや喜びを味わうことができます。また、社会性や協調性の育成にも効果的な活動であることから、魅力ある部活

動になるよう努めます。そして、児童・生徒が主体的に参加できるよう、各自の個性を尊重したり練習時間を適切に設定したり、必要に応じて外部指導者を活用したりするなど、家庭や地域、関係団体等との連携を図りながら柔軟な運営を工夫します。

#### 文化・芸術活動の推進

心豊かな人間性を育てるためには、子どものうちから多様で質の高い文化・芸術に接して豊かな情操を養い、さらに自らも文化芸術活動を実践したり創造する喜びを体験したりすることなどが極めて有効です。このことから、児童・生徒が優れた文化や本物の芸術にふれ、親しめる教育活動が大切です。

そのため、文化芸術に接して得た感動の体験から生まれる「自らやってみたい」という意欲を育て、児童・生徒が多様な文化・芸術活動を実践できるよう、教育内容の充実を図ります。

また、各学校の文化活動の活性化を図るため、文化団体が実施する各種文化事業への参加促進を図り、学校における文化・芸術活動の充実、振興をめざします。

#### 国際化・情報化に対応した学校づくり

社会や経済のグローバル化が進展する中、日常生活においても世界とのつながりが深まり、外国の人々と協力・共生していくことの重要性が増すなど、国際化をめぐる諸情勢は大きく変化し続けています。このことから、国際社会を積極的に生き、活躍できる人材の育成が求められています。

本市では外国人英語指導助手4名を配置し、小・中学校の英語指導にあたるとともに、国際交流員が各学校を訪問し、他国の人々や異文化を理解する教育を進めています。

今後は、国際社会に生きる日本人としての自覚を育て、国際理解教育の一層の充実を図る取り組みを進めていきます。また、外国人児童・生徒に対する適切な日本語指導や学校生活への適応支援を行ないます。

一方、インターネットの普及に伴い、誰もが容易に情報を入手できる反面、不適切な情報にふれたり、無責任な情報を発信したりするなど、情報化の進展に伴う問題も起こっています。これに対し、主体的に情報を収集・処理・発信できる能力とともに、情報社会におけるルールやマナー等の情報モラルの育成に努めます。

## 環境・福祉教育の充実

自然に対する豊かな感性を育てるとともに、身近な環境やその保全への関心を高め、環境と人間の関わり方について考えさせることを通して、環境を大切にすることを育むことが大切です。

本市では、学校林への植林やビオトープ事業など様々な環境を大切に<sup>用語解説参照</sup>する取り組みを行い、小学校1校が<sup>用語解説参照</sup>学校版環境ISOの認定を取得し、現在(平成18年度)小学校3校、中学校1校が取得に向けて取り組んでいます。

今後とも、各学校において関係各課や地域の各種団体との連携により、これまで以上に豊かな自然や身近な環境とふれあう体験活動を実施します。

一方、<sup>用語解説参照</sup>ノーマライゼーションなどの福祉に関する理念、社会連帯の精神、社会福祉・社会保障の制度の基本的な仕組みや意義などについて、発達段階に応じて系統的に理解を深める取り組みが重要です。このことから、各教科や道徳、総合的な学習の時間、特別活動、様々な場面における教員と児童・生徒とのふれあい等を通し、児童・生徒一人ひとりに共感能力、他人への思いやりの心などを育成する福祉教育を充実させていきます。

## 生徒指導の充実

近年、いじめ、不登校、ひきこもり、暴力事例など青少年の引き起こす重大な問題行動が発生しています。本市では、これらの問題行動に対処するため臨床心理の専門家であるスクールカウンセラー4名、子どもと親の相談員を配置するとともに、教育研究所内に相談窓口を設置し、いじめや子育て相談に応じ、相談機能の充実に努めています。

また、市独自で全中学生を対象にアンケート調査を実施し実態を調査するとともにその対応について各学校と対策を立てています。特にいじめについては、必ず起こるものであるとの問題意識を持って、教職員間の共通理解を図り、児童・生徒の小さな変化を見逃さず、いじめの早期発見、早期対応に努めるとともに、家庭・学校をはじめ地域全体でいじめのない社会を築いていく必要があります。

一方、問題行動に対しては、集団や社会の一員としてルールを守り役割を果たすなど、よりよい生活を築こうとする態度を育成するとともに、将来の自己実現を図るため、自ら目標を定め、その達成のために主体的に判断、行動できる力を身につけさせることが必要になります。

そこで、児童・生徒を支援するための相談体制を整備し、子どもと教師のふれあいを大切にし、信頼関係に満ちた生徒指導を推進し、集団や

社会への適応力を高める指導の充実に努めます。

用語解説参照  
キャリア教育の充実

勤労観・職業観、コミュニケーション能力、基本的なマナーなど、社会人・職業人としての基礎的資質・能力が身につけていないという指摘があります。そして、その原因の一つに、働くことへの関心や意欲を高める勤労体験、社会体験の不足が考えられます。

学校教育においては、働くことの意義や社会の一員として果たす役割について考えさせ、発達段階に応じて、ものづくりや職場体験を通じて、将来、社会人・職業人として自立するために必要な意欲や態度、能力を育てることが求められています。

そのため、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間において、学ぶことや働くこと、生きることの尊さを実感させる教育を充実し、社会人・職業人として自立していくために必要な能力や態度を育成します。

### 特色ある学校づくり

昨今の急激な社会構造の変化は、核家族化、少子化、地域の結束力の低下等の社会現象を発生させ、保護者や地域住民の価値観の多様化も一層進んできています。

学校で学び、家庭で育み、地域で育つ、という教育の機能分担が陰りを見せはじめの中で、一人ひとりの子どもに、社会変動の激しい21世紀をたくましく生きる力を育てるためには、社会の変化に対応した学校づくりが大切です。

本市の各小・中学校では、児童・生徒の多様な能力・適性、興味・関心、進路の希望等に対応し、その個性を最大限伸ばすために、地域に根ざした特色ある学校づくりを推進してきました。また、「魅力ある学校づくりと次代の郷土を担う人材の育成」を目的に、各学校が企画立案した独自性のある主体的な活動を支援するための「プラスワンスクール推進事業」を実施しています。

今後、各学校では、一人ひとりの個性を尊重し、多様な能力の伸長を図るため、教育内容や指導方法の工夫改善を図り、それぞれの学校の持つ地域性、住民の意識、受け継いできた伝統などを生かしつつ、特色ある学校づくりを行ないます。

また、地域の教材化を積極的に図るとともに、地域の人々との交流を通して地域への理解を一層深め、学校と地域が一体となって次代の郷土を担う人材の育成を図ります。

## (4) 健康教育・食育の推進

### 健康教育の充実

健康問題を解決するためには、「早寝 早起き 朝ごはん」や栄養、運動、休養を柱とする調和のとれた子どもの望ましい基本的な生活習慣の確立が不可欠であり、自己管理ができる力を身につけ、心身ともに健康に発育・発達していくことをねらいとした健康教育の充実が必要です。

そのため、養護教諭の研修を深めるとともに栄養教諭・栄養士との連携を図ることにより、食育の面においても健康教育を進めていきます。

また、児童・生徒の健康問題の解決を図るためには多くの方々の協力が必要であり、家庭はもとより、保健・福祉関係者、医療関係者、管理栄養士などの協力を得ながら組織的に取り組んでいきます。

さらには、専門医等の学校への派遣などを通して、地域保健関係者との連携を深め、日常の学校保健活動への協力体制を築いていきます。

### 食育の推進

徳島県においては、糖尿病死亡率ワーストワンを13年連続で更新し、食生活をはじめ、より早急な生活習慣の見直しが求められています。子どもたちに正しい食事の在り方や望ましい食習慣を身につけさせ、健康な生活を送る上での自己管理能力を養うことが必要です。

そこで、正しい食事のあり方や望ましい食習慣の形成など発達段階に応じた食育を推進していきます。学校から家庭や地域に向けて食に関する情報の提供や地域で生産された農産物の学校給食への積極的な活用など地産地消を推進していく中で、学校・家庭・地域の連携を深めながら食育を推進します。

### 学校給食

現在の児童・生徒の食生活においては、偏った食品の摂取や生活習慣の乱れから起こる生活習慣病の増加などが問題視されており、学校給食は栄養バランスのとれた食事を提供するとともに「食」に関する指導の生きた教材として重要な役割を担っています。

今後、子どもを取り巻く食問題への対応はますます複雑化することが予想されることから、学校給食を中心に教育活動全体を通じて食の教育を推進するとともに、学校給食の充実を図ります。

また、現在の本市の給食施設は、給食センター1施設、共同調理場4施設、民間委託のデリバリー給食、一部事務組合の給食センター1施設と旧町村単位で異なった運営方法となっており、望ましい学校給食を提

供する上では様々な課題もあります。

今後、民間委託しているデリバリー方式について検証するとともに、調理業務の委託についても調査・検討し、施設管理の効率的な運営に取り組んでいきます。

## (5) 学校評価システムの充実

学校が保護者や地域社会の信頼に応え、連携協力して、地域全体で子どもたちの成長を支えていくためには、学校をより一層地域に開かれたものにする必要があります。

学校に対する評価について、アンケート調査では「保護者や地域住民が学校(園)や教員を評価する」について「賛成である」と「まあ賛成である」を合わせて42%~50%を占め、「第三者(評価機関)が学校(園)を評価する」について「賛成である」と「まあ賛成である」を合わせて約36%~44%と幼稚園、小・中学校のいずれの回答も高い比率を占めています。

これらのことから今後、学校は教育目標や教育計画、その実施状況などについて自己評価を行なうだけでなく、学校評議員制度を活用するとともに外部評価の導入を検討します。

また、学校が行なう自己評価の客観性・妥当性を高め、今後の学校運営に反映させる仕組みをつくることにより、信頼される学校づくりに努めます。

さらに、その結果の公表を含めて、学校の説明責任をきちんと果たすことにより、保護者や地域社会に学校の情報を積極的に提供していきます。

## ( 6 ) 教職員の資質・能力の向上

教員には教職に対する強い情熱や使命感、授業や生徒指導等での実践的な力量、さらには児童・生徒の人格形成にたずさわる者としての品格が求められています。

学校教育の成否は、その直接の担い手である教員の資質・能力に負うところが非常に大きく、幅広い視野と豊かな人間性を持ち、実践的な指導力を備えた教員が必要とされています。

教員一人ひとりが「教育は信頼関係の上に成り立つ」ということを常に意識し、研鑽に努める必要があります。

そのため、教職、教育関係職員の研究修養については、各学校長を通じ、共通理解と協力体制の確立を図り、指導力の向上や教育内容、指導方法の工夫改善に取り組み、優れた資質・能力を持った信頼される教職員の育成に努めます。

## ( 7 ) 学校の教育環境（施設・安全）の充実

学校の適正規模・適正配置

現在（平成 18 年度）、幼稚園 17 園、小学校 20 校、中学校 7 校体制で運営されています。

学校は、教育を行なう場であるだけでなく、その地域における文化の中心的存在でもあります。

しかし、本市においては、少子化による児童・生徒の減少に伴い、学校の小規模化が進んでいます。小規模化は、きめ細かい指導が受けられる長所がある反面、人間関係の固定化、社会性やリーダー性の育成が困難になるなど短所も考えられます。

そこで、本市にとって望ましい学級編成や学校（園）規模については、国、県の基準等を参考にするとともに、個に応じたきめ細やかな教育を展開し、教師と園児、児童・生徒との好ましい人間関係を築くことができる学級編成に努めます。また、子どもたちが豊かな人間関係の中で、共に学びながら、多様な学びを通して成長していくことのできる環境づくりを行なうための、望ましい学校（園）規模についても検討していく必要があります。

このことを踏まえ、規模の小さな学校、とりわけ 3 学級以下で児童数が 26 人以下の学校 7 校の活性化と再編整備をどのように図るかが今後の検討課題になっており、地域の人々とともに議論を進めていくことが

必要です。

今後さらに、本市の地理的条件や地域性、通学（園）距離などの適正配置に関連する諸要件を考慮し、学校（園）の適正規模・適正配置を推進していきます。

なお、幼稚園については、美馬市幼保一元化検討委員会の答申を踏まえ、「幼稚園・保育所を一元化した認定子ども園」への移行についても検討していく必要があります。

### 学校施設・設備の充実

学校施設は、児童・生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、児童・生徒の生きる力を育むための教育の場として重要な意義を持っています。しかし、学校の多くの校（園）舎や施設・設備は老朽化が進んでおり年々維持補修の箇所が増加し、その機能も低下しつつあります。そのため機能回復のための改修、改造等が求められています。

また、近い将来発生することが予測されている東南海、南海地震のような巨大地震に見舞われた場合の地域防災拠点としての役目を担っていることから、校舎等の耐震補強を実施することが必要です。

しかし、本市の学校は新建築基準法（昭和 56 年）以前の基準で建築された学校施設が多く、すべてを早急に耐震化（改修、改造）することは財政面からしても極めて困難であるといえます。

そこで、現在、実施している耐震化優先度調査を踏まえて「耐震化推進計画」を立て、それに基づき耐震診断又は耐力度調査を行い、早急に対応を必要とする施設から優先的に耐震補強等の手立てを講じていき、児童・生徒が安全で快適なゆとりのある環境の中で学ぶことができるよう校内環境をつくります。

また、これらの整備にあたっては、ひとにやさしい、環境にもやさしい施設をめざします。

### 学校安全の推進

近年、登下校時の事件や学校に不審者が侵入して子どもや教職員の安全を脅かす事件など、学校や通学路における安全確保が大きな問題となっています。このような事件の発生を防止し、子どもを犯罪の被害から守るためには、学校や地域の実情に応じた安全管理体制の整備が必要となってきています。

そのため、事件・事故や災害は「いつでも、どこでも、誰にでも起こりうる」との基本認識に基づき、各学校の危機管理体制を見直し、常に危機管理意識を持って日々の教育活動にあたるよう、研修会や指導、調査等を通じ安全管理の徹底に努めます。同時に、児童・生徒が日常生活

に潜む様々な危険を予測し、適切な意志決定や判断ができる力を育成する安全教育の充実に努めます。

学校の施設、遊具や器具等の設備については、子どもたちが安心して使用できるよう細やかな点検整備を行ないます。また、各学校の通学路における安全対策については、引き続きPTAや用語解説参照スクールガードなどの地域のボランティアの協力を求めるとともに、教育委員会主催又は青少年育成センター、美馬市青少年健全育成市民会議との共催事業を通じて関係機関や各種団体との連携を深め、地域ぐるみで児童・生徒の安全を確保する支援体制を推進していきます。

## 3 . 生涯学習

### ( 1 ) 生涯学習活動の充実

#### 市民の学習ニーズに対応した生涯学習活動の推進

IT化、グローバル化の進展など、近年は社会・経済が急激に変化しています。社会の成熟化、高齢化社会の到来などを背景として、幅広い年齢の人々に学ぶことへの意欲が高まっています。このことから、生涯にわたって学ぶ機会が提供され、学んだ成果が適切に評価される社会の実現が必要です。

そこで、生涯を通じた幅広い学習機会の提供に努めるとともに、文化祭など学習成果を発表する機会の確保に努めます。

また、様々な機関・社会教育団体などの組織的連携を通して、地域学習活動や学習成果を生かしたまちづくり、男女共同参画の促進に関する取り組みを推進します。

さらに、県民カレッジ、放送大学などの情報の提供、用語解説参照エルネットなどを活用したインターネットによる多様な学習機会の提供を図ります。

#### 生涯学習活動の支援体制の確立

本市においては、広報誌などを通じての学習情報の提供、公民館、図書館、隣保館、教育集会所などを拠点とした学習機会の提供を行っていますが、今後、こうした支援に加えて、地域に根ざした社会教育団体や、自主的・自発的な学習グループなどの活動を支援します。

また、市役所や公民館、図書館をはじめとする公共施設などでの情報発信機能の強化を図るとともに、市広報誌、ホームページをはじめ、用語解説参照地域イントラネットを活用した情報の提供や公民館などの予約、図書用語解説参照の検索・予約など市民の利便性の向上を図ります。

相談体制の整備策としては、民間指導者を含め地域の人材の積極的な活用やボランティアなどの育成に努めるとともに、生涯学習の相談窓口の設置や相談員の人材確保などを行ないます。

## ( 2 ) 生涯学習施設の充実

社会や生活様式が大きく変化し、科学技術も日進月歩の今日、市民誰もが生きがいを持ち、充実した人生を送るためには、学校のみならず、生涯を通じて学び続けることが一層重要な意味を持つようになってきています。このため、市民が学びやすく、また、学んだ成果を活かしやすい体制の充実や、市民の多様で今日的な学習ニーズに応えられる社会教育施設が求められます。

そこで、市民の生涯学習活動の拠点施設として、公民館・図書館・教育集会所などの社会教育施設の機能強化を推進するとともに、各施設の連携により効率的・効果的な生涯学習の展開に努めます。

また、既存施設の機能強化・多目的利用を検討し、生涯学習活動の場の充実を図ります。

## ( 3 ) 人権教育の推進

### 人権意識の高揚

基本的人権の尊重が憲法で保障されているにも関わらず、現実には様々な人権問題が存在しており、国民的課題として早急に解決していかねばなりません。

これまでに本市では、人権教育指導者育成講座、教育集会所事業、企業・地域懇談会における研修等、あらゆる場と機会を通して人権教育・啓発を推進しています。

しかしながら、依然として社会生活の様々な局面において、各種の人権問題が存在し、そのうえ、国際化、情報化、高齢化など社会経済状況の変化を背景に新たな人権問題も発生しています。これらの人権問題が根強く存在する要因は、一人ひとりに人権尊重の理念の正しい理解が、未だ十分に定着していないことが指摘されています。

これに対し、家庭、学校、地域、企業、各種団体、関係機関と連携を図りながら、あらゆる場と機会を通じて人権教育・啓発を推進します。加えて、市民一人ひとりの主体的、自発的な学習を促し、市民が主体となって学ぶ人権教育・啓発を推進します。

#### 人権教育・啓発の指導内容や方法の工夫・改善

市民から幅広い理解と共感が得られるよう、内容や実施の方法に工夫改善を図りながら人権教育を推進します。

また、同和教育・同和啓発によって積み上げられてきた成果や取り組みの手法への評価を行い、その結果を踏まえた人権教育・啓発の充実を図ります。

さらに、「生命の尊重」「法の下での平等」「個人の尊重」といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチにより、双方の視点から人権教育・啓発に努めます。

#### 美馬市人権教育推進協議会の活性化と実践の支援

市民組織である美馬市人権教育推進協議会の活性化を図り、人権教育推進者研修会や人権教育研究大会、各人権・同和教育研究大会等の参加など、市民の自発的な人権学習を促すとともに様々な実践活動を支援します。

## ( 4 ) 国際交流の振興

### 国際交流の推進

国際交流は、市民が、国際性や世界への視野の広がりを身につける上でも、まちづくりを進める上でも必要な活動です。また、市在住の外国人も増加していることから、言葉・制度・文化の壁をはじめとする、様々な課題を乗り越えていながら国際交流の積極的な推進が必要です。

本市においては、美馬国際交流協会による交流活動、外国語青年招致事業などによる外国語教室や交流事業が展開されています。

今後、市民が生涯にわたり国際交流への理解を持ち続けてもらえるよう、外国語教室などの異文化体験事業を展開します。

また、国際交流の機会を拡大するため、誰もが参加でき、学校教育・社会教育・文化活動など多様な要素を盛り込んだ国際交流イベントの開催を促進します。

一方、在住外国人や外国人児童・生徒の日常生活や学校生活への適応が図れるよう支援します。さらに、美馬国際交流協会やNPO法人<sup>用語解説参照</sup>など、国際交流団体の活動支援を図ります。

### 国際協力の推進

自分の持っている技術・知識や経験を開発途上国の人々のために活かしたいと望む人を派遣する青年海外協力隊等、市民の国際ボランティア活動への参加を促すなどにより、国際協力活動への参加促進を図ります。

また、世界的な大きな問題である環境問題について、市民一人ひとりが取り組んでいくための環境教育を推進し、国際協力活動の推進に努めます。

## 4 . 青少年健全育成

### ( 1 ) 青少年の健全育成の推進

青少年を取り巻く様々な課題に対して、自然体験や人々とのふれあいを通じての自立心や規範意識等を育む場づくり、また、勤労体験や生活体験などを通じて、社会とのつながりや関わりを体験的に学びながら、社会貢献への意欲を育む場づくりを推進することが大切です。

そのため、青少年健全育成市民会議を中心に、地域・家庭・学校、またPTA・子ども会・青少年育成センターなどの関係機関・団体と連携していきます。

さらに、青少年を犯罪や様々な危険から保護する活動を促進するとともに、地域の状況に応じて子ども会活動や青少年の育成活動を支援します。

### ( 2 ) 青年教育の推進

青少年の問題は社会経済情勢の変化、家族の変化、地域社会の変化に伴い、その課題とするところも変わってきています。青年においては、厳しい雇用状況を背景とした深刻な問題が増えています。

今後こうした青年を取り巻く環境の変化に対応し、青年層の持つニーズの把握に努めるとともに、成人式の開催や青年団活動の支援を通じて、人間性を高める学習活動や社会参加活動を促進します。

また、次代を担う実践的なリーダーの発掘と養成を図り、青年の持つ活力をまちづくりにつなげるような青年教育の推進に努めます。

## 5 . 生涯スポーツ

### ( 1 ) 総合型地域スポーツクラブの推進

少子化に伴い、スポーツ・レクリエーション活動に関わる相対的人口は、減少しつつあるものの、特に保護者の子どもに対する接し方、あるいは教育環境の変化から、スポーツ体験の専門化及び高度化が強まっています。

今後の体育振興を図る上で、総合型地域スポーツクラブの育成が急務の課題となっています。それは、行政主導より柔軟で専門的な民間主導のクラブによる体育振興を図ることが、市民の多様なニーズにタイムリーに対応できると考えられます。

そこで、民間主導のコミュニティ<sup>用語解説参照</sup>スポーツクラブの育成を進め、競技系スポーツからレクリエーション系まで、あらゆる年齢層で専門的かつタイムリーな体育振興を図ります。

また、これまでの既設体育振興団体の設立趣旨を踏まえ、段階的に総合型クラブへの移行を図ります。

さらに、総合型地域スポーツクラブの法人化を進めることで役割を高め、民間主導の体育振興を実施し、市におけるコストを削減します。

一方、スポーツ体験の専門化及び高度化が強まっているなか、体育指導者の技術も高いものが要求され、学校現場や社会体育の活動現場において、専門的指導者が不足するという傾向がみられます。すでに体育指導委員や、各種インストラクター養成講習などによって指導者の確保に努めてきたところではありますが、さらにレベルアップを図ることが求められています。

今後、専門性を深めるため、体育指導委員の役割と習熟度を高める講習会などの充実を図ります。

## ( 2 ) 体育施設の有効活用

市内においては、多様なニーズに対応しうる体育施設は限られ、頻度の高い施設とそうでない施設があり、老朽化も激しく、危険な状態となっている体育施設もあります。こうした状況から、利用料の不均衡感を生じることとなり、施設管理の上で大きな障害となっています。指定管理制度を導入し、管理コストの削減に努めていますが、市民のニーズに合致しているかどうか再検討の余地があります。今後、施設の維持・管理を円滑に進め、有効利用を図るとともに、老朽施設の更新を進め、それぞれの施設を総合的に判断しその機能と役割を明確にした施設整備を図ります。

一方、体育振興の核となる西部運動公園の誘致を進め、その充実を図ります。

また、クレー射撃場の跡地有効利用として、スポーツ公園等として整備し、生涯スポーツ活動の拠点として活用を図ります。

## 6 . 文化振興

### ( 1 ) 地域文化の継承と振興

#### 地域文化の継承

長い歴史と伝統の中から生まれ、守り伝えられてきた市民の貴重な財産である伝統文化を、「ふるさと教育」として将来にわたって確実に継承し、発展させるとともに、市民が伝統文化に愛着や誇りをさらに高めていくことが必要です。

このことから、市指定無形民俗文化財をはじめ、各地に継承されている伝統文化の継承、後継者の育成支援を図ります。

保存、継承については、文化財保護審議会の意見を取り入れながら、伝統文化の民俗無形文化財への指定も視野に入れつつ、その促進に努めます。

また、伝統文化こども教室の活性化を図るとともに、発表する機会の拡大に努めます。

さらに、伝統文化に関連する施設の活用を図り、地域の歴史や文化の学習機会の提供に努めます。

#### 地域文化の振興

近年においては、心の豊かさやゆとりのある生活が求められており、文化に対する期待や関心がますます高まっています。また文化・芸術はその市の個性、独自性を生み出す重要な要素であり、魅力ある地域社会を創り出す強い力を持っています。

こうしたことを踏まえ、今後、地域住民の文化活動への住民参加、地域文化の交流、発展のため、市民が積極的に参加できる文化祭などの充実を図ります。

また、市民が、芸能・芸術作品展示及び協賛行事団体等による文化活動等の成果を発表する場を提供し、市民の自主的、主体的な芸術・文化活動の活性化を図ることによる、優れた芸術・文化を鑑賞する機会の提供に務めます。

加えて、文化団体・個人が加入している文化協会を中心に、各団体と連携を図りながら、地域に根ざした魅力ある文化活動を促進します。

### 文化施設の整備

本市の「人・物・自然」を題材にした学習を充実するために、文化施設での展示や体験学習・各種講座を工夫し、施設利用を促進するとともに、学校（園）をはじめ、関係各課や教育関係団体と連携するなどの体制を強化することが大切です。

そこで、公民館・図書館・博物館等の文化施設の整備充実に努めます。そして、学校での各教科や特別活動、総合的な学習の時間などで活用できる教材の作成・提供や、教員を対象とする地域文化に関わる研修等を行っていきます。

## （２）文化財の保護と活用

### 文化財の保護

本市には、段の塚穴や古代寺院の郡里廃寺跡、脇城や岩倉城、そして脇町南町重要伝統的建造物群など、恵まれた歴史・自然環境がもたらした文化財が数多く存在し、これらを後世に伝え、また今の生活を豊かにするものとして保護していく必要があります。

指定文化財については、将来まで文化財が保存されていくよう、保護管理に努めます。

指定以外の文化財については、市内を順次調査していき、市内に所在する文化財の把握に努めます。そして、将来保存していくべき文化財については、所有者や地域住民の理解を得た上で文化財に指定し、保護と活用を図ります。

### 重要伝統的建造物群保存の推進

本市には、近代、藍の集積地として発展した脇町南町重要伝統的建造物群があり、市を代表する文化財の一つとなっています。今後とも地域コミュニティの力を高めて後世に確実に守り伝えていく取り組みが重要となっています。

このことから、引き続き緊急性・効率性を考慮しながら、計画的に保存を推進します。特に、現代の生活習慣との調和をとりながら保存事業を推進するほか、空屋を店舗等に利用できるような保存活用を推進します。

一方、保存地区を支えている住民や次世代の人たちが、自らの地域をよく知ることで愛着や誇りを持って伝統的建造物を継承していけるよう学習機会を提供します。

さらに、伝統的建造物を中心に地区全体の歴史的環境が保全整備され、歴史的個性を生かした魅力あるまちづくりを推進します。

地域との連携策としては、南町町並み保存会、ウェルカムボランティアガイド等、重伝建地区の保護活用に取り組んでいる団体の支援に努め、ボランティア活動の推進を図ります。また、地域住民やボランティア団体等と連携に努め、住民参加のまちづくり促進に努めます。

### 史跡保存整備の推進

市内にある段の塚穴、郡里廃寺跡の2つの国指定史跡は、この地域の歴史解明に欠かせない重要な史跡であり、将来にわたり保存していくべきものです。また、地域の歴史を学び体感できる教材として、これらの史跡を積極的に活用していく必要があります。

そこで、既指定地の公有化に努めるとともに、未指定の保護が必要な部分の追加指定を図り、公有化を推進します。

また、史跡整備検討委員会の指導を受けながら発掘調査を行い、史跡整備に必要な情報を明らかにし、調査成果を反映させた史跡整備を図ります。また、周辺に所在する文化財との連携を図り、当時の社会をより深く理解できるよう努めるほか、発掘現場の現地説明会や講演会・シンポジウムを開催する等、史跡についての普及活動を行い、市民の文化意識高揚を推進します。

### 遺跡の発掘調査の推進

市内の史跡について、平成 6 年度から郡里廃寺跡、平成 16 年度から段の塚穴の指定地公有化を進め、郡里廃寺跡についてはその内容解明のため平成 17 年度から史跡整備に伴う発掘調査を実施しています。段の塚穴についても指定地公有化完了後は整備事業を行なう予定です。

また、段の塚穴、郡里廃寺跡は、現在の指定範囲では完全に遺構が保護されていない部分があります。これらについても遺構の広がる範囲を明確にした上で対象範囲を追加指定し、史跡を保護していくことが必要です。

そこで、埋蔵文化財包蔵地における開発行為の際の届出等や事前調査についての周知徹底に努めるとともに、開発規模により発掘調査を実施して、埋蔵文化財の保護を図ります。併せて、各事業課との連携を密に行って開発計画の迅速な把握を図り、確実な埋蔵文化財の保護に努めます。

民有地の遺跡については、その保護を図るとともに、荒廃や自然現象等で保護が危惧される遺跡について、地権者や地域住民の理解を得て試掘調査実施に努めます。

### 文化財の活用

文化財は、文化財の文化的・歴史的価値を活かし、有意義かつ適切な利用を図ることにより、文化財の市民的財産としての意味を深めます。そこで、インターネットによる文化財情報の公開や市広報・文化関係誌等への掲載、学校・地域との連携による体験学習の実施、案内板・説明板の整備等を図り、より多くの人々が文化財に接することができるように努めます。

## 第5章 計画の推進に向けて

### 1．市民の参画・協働による計画の推進

教育は、学校・家庭・地域、つまり市民一人ひとりが本市の教育を支える重要な力として協働で取り組むことが重要であり、教える者、教えられる者が教育を通して、ともに育ちあうということに意義があります。

そこで、本市に住む市民一人ひとりが、様々な立場で教育に参加・参画していくことは計画を推進していく上では重要なこととなります。

そのため、子ども、保護者、教職員、地域住民組織、行政機関等が連携を図り、幅広い市民の参画と協働を得ながら教育施策を展開していきます。

### 2．計画の進捗状況の評価

計画を推進していく中で、進捗状況を把握し評価することは、効果的な計画の見直しにつながります。そこで、定期的な調査や庁内での検討会議を実施し、現状や進捗状況を把握するとともに、各種協議の場において、計画の進捗状況を定期的に報告し、計画推進に際しての問題点、課題の抽出と対応策について意見を聴取していきます。

### 3．市民への啓発

教育振興計画は、子ども、保護者、地域住民など、多くの方々の参画と協働により初めて実現することが可能となります。そのためには、教育振興計画の推進と同時に、計画の内容に関する市民への周知を市の広報紙やホームページをはじめ、イベント等を通じて進めていきます。

### 4．全庁的な連携体制の構築

教育振興計画の推進にあたっては、家庭への支援をはじめ市民の主体的な地域活動の促進等、教育委員会のみならず関係各課との調整が必要となることから、市長部局とのより緊密な連携を図り、全庁的な連携体制を構築し、取り組みを進めていきます。

## 資料 用語解説

### フリーター

【4ページ】

勤め先での呼称がアルバイトあるいはパートである雇用者。現在無業者の場合については、家事・通学をせず、アルバイト・パートの仕事を希望する者。

### ニート

【4ページ】

就職意欲がなく働かない若年層のことで、学校卒業時点で就職も進学もしていない学卒無業者。

### L D ( Learning Disabilities )

【11ページ】

「学習障害」のことで、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、又は、推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態をさすもの。

### A D H D ( Attention Deficit /Hyperactivity Disorder )

【11ページ】

「注意欠陥/多動性障害」のことで、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力及び衝動性、多動性を特徴とする行動障害で、社会的な活動や学業に支障をきたすもの。

### 小一プロブレム

【18ページ】

小学校に入学したばかりの1年生が一斉授業形態に対応できず、集団行動がとれない学級集団の未形成状態。

### ティームティーチング

【26ページ】

一つの学級を複数の教師で指導を行なうことで「共同的な指導」ともいわれる。

### ビオトープ事業

【33ページ】

小川や池など、野生の生物が生息できる環境を人工的につくった空間。

### 学校版環境 ISO の認定

【33ページ】

地球にやさしい学校づくりに向けて行動を宣言し、児童生徒及び教職員が共に役割を分担して行動し、それを記録し、定期的にそれらを見直すシステムを構築しているとして徳島県教育委員会が認定した学校のこと。

**ノーマライゼーション** **【33 ページ】**

社会生活上の障害を取り除き、誰もが一緒に暮らせる社会にすること。

**キャリア教育** **【34 ページ】**

望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。

**スクールガード** **【39 ページ】**

地域住民が、下校時間に合わせて通学路等の巡回パトロールや危険箇所  
の監視などを行なう学校安全ボランティア。

**エルネット** **【40 ページ】**

文部科学省が実施する衛星を利用した教育情報通信ネットワーク。

**地域イントラネット** **【40 ページ】**

地域でインターネットの技術を利用して構築される情報通信網。

**NPO法人** **【43 ページ】**

特定非営利活動を行なうことを主目的とし、特定非営利活動促進法に基づき設立された法人。保健・医療・福祉・まちづくり・環境保全など17分野のいずれかを主な活動の目的とする。

**コミュニティースポーツクラブ** **【45 ページ】**

居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会・地域社会で行なうスポーツクラブ。

## 美馬市教育振興計画審議会委員名簿

( 50 音順 )

	氏 名	所 属 等
会 長	秋 山 敬 子	四国大学助教授
副会長	三 宅 孝 夫	公募委員
委 員	井 川 昌 孝	スポーツ少年団副本部長
委 員	大 石 眞 裕	体育協会副会長
委 員	鎌 村 道 子	文化協会理事
委 員	佐 藤 英 明	穴吹小学校 P T A 会長
委 員	佐 藤 美 奈 子	江原南幼稚園 P T A 会長
委 員	佐 藤 嘉 男	民生・児童委員協議会会長
委 員	住 友 ミ サ 子	連合婦人会役員
委 員	仙 田 和 子	公募委員
委 員	中 島 み ど り	人権教育推進協議会理事
委 員	西 村 公 孝	鳴門教育大学教授
委 員	藤 本 武 男	岩倉中学校 P T A 会長
委 員	前 野 久 代	子ども会連合会会長
委 員	山 川 一 美	美馬第一保育所保護者会会長

事務局：教育委員会教育総務課

## 美馬市教育振興計画

発行年月：平成19年3月

発行：美馬市教育委員会 教育総務課

〒771-2195 徳島県美馬市美馬町字天神 121 番地  
(美馬市産業センター)

電話 0883-63-2540 Fax 0883-63-5554

E-mail [kyouiku@city.mima.lg.jp](mailto:kyouiku@city.mima.lg.jp)

ホームページ <http://www.city.mima.lg.jp/>